

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について、電波法（第25条）の規定に沿って述べたものである。
[]内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 総務大臣は、免許をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の[A]に記載された事項のうち、総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。
- ② ①の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる[B]に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- ③ ②の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を②の調査の用に供する目的以外の目的のために[C]してはならない。

	A	B	C
1	免許状	混信	利用し、又は提供
2	免許状	回線設計	利用
3	無線局事項書	混信	提供
4	工事設計書	回線設計	利用し、又は提供
5	工事設計書	混信	利用

A-2 次の記述は、電波の利用状況の調査等について、電波法（第26条の2）の規定に沿って述べたものである。
[]内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、[]内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 総務大臣は、[A]の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね[B]ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を[C]。
- ② 総務大臣は、必要があると認めるときは、①の期間の中間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。
- ④ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び③の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。
- ⑤ 総務大臣は、③の評価の結果に基づき、[A]を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該[A]の作成又は変更が[D]に及ぼす[E]な影響を調査することができる。
- ⑥ 総務大臣は、利用状況調査及び⑤に規定する調査を行うため必要な限度において、[D]に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

	A	B	C	D	E
1	周波数割当計画	5年	行うことができる	電波を利用する者	技術的
2	周波数割当計画	3年	行うものとする	免許人	技術的及び経済的
3	周波数割当計画	1年	行うものとする	電波を利用する者	経済的
4	放送普及基本計画	3年	行うものとする	電波を利用する者	技術的及び経済的
5	放送普及基本計画	5年	行うことができる	免許人	技術的

A－3 次の記述は、携帯無線通信を行う陸上移動局等の無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について、無線設備規則（第14条の2）の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 携帯無線通信を行う陸上移動局及び□A□に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり□B□以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備については、この限りでない。
- (1) 平均電力が□C□以下の無線設備
- (2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備
- ② ①の人体頭部における比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	静止衛星	5ワット	50ミリワット
2	静止衛星	5ワット	20ミリワット
3	非静止衛星	5ワット	20ミリワット
4	非静止衛星	2ワット	20ミリワット
5	非静止衛星	2ワット	50ミリワット

A－4 次の記述は、磁気羅針儀に対する保護について、無線設備規則（第37条の28）の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶の航海船橋に通常設置する無線設備には、その□A□の見やすい箇所に、当該設備の発する□B□が磁気羅針儀の機能に障害を与えない□C□の距離を明示しなければならない。

	A	B	C
1	上部	磁界	最大
2	上部	電界	最大
3	筐体	磁界	最大
4	筐体	電界	最小
5	筐体	磁界	最小

A－5 次の記述は、遭難通信責任者の配置について、電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 旅客船又は総トン数□A□以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号から第3号までに掲げる通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次のいずれかの資格を有する者とする。
- (1) □B□ (2) 第二級海上無線通信士 (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②に掲げる順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者とする。
- ④ □C□は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

	A	B	C
1	300トン	第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士	免許人
2	300トン	第一級海上無線通信士	免許人
3	300トン	第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士	船舶の責任者
4	500トン	第一級海上無線通信士	船舶の責任者
5	500トン	第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士	船舶の責任者

A－6 次の記述は、目的外使用の禁止等について、電波法（第52条から第55条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は□A（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
(6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、□B、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。 (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の□Cに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B	C
1 通信事項	無線設備の設置場所	(1)
2 通信事項	無線設備の設置場所	(1)から(3)まで
3 通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	(1)から(6)まで
4 通信の相手方若しくは通信事項	空中線の型式及び構成	(1)から(3)まで
5 通信の相手方若しくは通信事項	空中線の型式及び構成	(1)から(6)まで

A－7 次の記述は、航空機局の運用について、電波法（第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の□Aに限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- ③ 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は□Bについて、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B
1 航行中	使用電波の型式若しくは周波数
2 航行中	使用電波の周波数若しくは空中線電力
3 航行中及び航行の準備中	使用電波の周波数若しくは空中線電力
4 航行中及び航行の準備中	使用電波の型式若しくは周波数

A－8 次の記述は、電源用蓄電池の充電について、無線局運用規則（第4条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の□Aは、その船舶の航行中は、□B充電しておかななければならない。
- ② 義務船舶局の双方向無線電話の□Cは、その船舶の航行中は、□D充電しておかななければならない。

A	B	C	D
1 電源用蓄電池	毎日十分に	補助電源用蓄電池	常に十分に
2 電源用蓄電池	常に十分に	補助電源用蓄電池	毎日十分に
3 補助電源用蓄電池	毎日十分に	補助電源用蓄電池	毎日十分に
4 補助電源用蓄電池	常に十分に	電源用蓄電池	毎日十分に
5 補助電源用蓄電池	毎日十分に	電源用蓄電池	常に十分に

A－9 次の記述は、双方向無線電話の機能試験について、無線局運用規則（第7条及び第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□A、その機能を確認しておかなければならない。
- ② ①の義務船舶局においては、①の規定により機能を確認した結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を□Bに通知しなければならない。

A	B
1 毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い	免許人
2 毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い	船舶の責任者
3 毎日1回以上当該無線設備の試験機能を用いて	船舶の責任者
4 毎日1回以上当該無線設備の試験機能を用いて	免許人

A－10 次の記述は、電波法第65条（聴守義務）ただし書の規定により船舶地球局、船舶局及び海岸局が聴守することを要しない場合について、無線局運用規則（第44条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 船舶地球局にあつては、□A 場合又は□B 場合であつて、聴守することができないとき。
- ② 船舶局にあつては、次に掲げる場合
- (1) □A 場合又は□B 場合であつて、聴守することができないとき。
- (2) 156.65MHz 又は156.8MHz の聴守については、□C 場合
- ③ 海岸局については、□B 場合

A	B	C
1 無線設備の緊急の修理を行う	遭難通信、緊急通信又は安全通信を行っている	当該周波数の電波の指定を受けていない
2 無線設備の緊急の修理を行う	現に通信を行っている	当該周波数の電波の指定を受けていない
3 無線設備の緊急の修理を行う	遭難通信、緊急通信又は安全通信を行っている	当該周波数の電波の使用が制限されている
4 無線設備の機器の試験又は調整を行う	現に通信を行っている	当該周波数の電波の指定を受けていない
5 無線設備の機器の試験又は調整を行う	遭難通信、緊急通信又は安全通信を行っている	当該周波数の電波の使用が制限されている

A－11 次の記述は、デジタル選択呼出通信における呼出しの反復及び再開（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）について、無線局運用規則（第58条の5）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- ① 海岸局における呼出しは、□A 送信することができる。
- ② 船舶局における呼出しは、□B 送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも□C 間の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。

A	B	C
1 45秒間以上の間隔をおいて2回	3分間以上の間隔をおいて2回	10分
2 45秒間以上の間隔をおいて2回	5分間以上の間隔をおいて2回	15分
3 45秒間以上の間隔をおいて3回	3分間以上の間隔をおいて3回	5分
4 15秒間以上の間隔をおいて2回	5分間以上の間隔をおいて2回	10分
5 15秒間以上の間隔をおいて2回	3分間以上の間隔をおいて2回	15分

A-12 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 「双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であって、船舶が遭難した場合に当該船舶又は他の船舶（救命いかだを誘導し、又はえい航する艇を含む。）と生存艇（救命艇及び救命いかだをいう。以下同じ。）との間又は生存艇相互間で人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。
- 2 「船舶航空機間双方向無線電話」とは、船舶局又は航空機局の無線電話であって、船舶又は航空機が遭難した場合に当該船舶又は航空機と他の船舶又は航空機との間で当該船舶又は航空機の搜索及び人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。
- 3 「船舶自動識別装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であって、船舶の船名、位置、針路、速度その他の情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。
- 4 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であって、船舶が遭難した場合に、人工衛星局の中継により、当該遭難自動通報設備の送信の地点を探知させるための信号を送信するものをいう。
- 5 「搜索救助用レーダートランスポンダ」とは、遭難自動通報設備であって、船舶が遭難した場合に、レーダーから発射された電波を受信したとき、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものをいう。

A-13 無線電話通信における遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る通報の送信速度は、次に掲げるもののうちどれでなければならないか。無線局運用規則（第16条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 原則として、1分間に50字を超えない速度
- 2 正確を期することができるできるだけ速い速度
- 3 送信者の技量に応じたできるだけ速い速度
- 4 受信者が筆記できる程度の速度

A-14 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について、無線局運用規則（第58条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 2, 187.5 kHz、4, 207.5 kHz、6, 312 kHz、8, 414.5 kHz、12, 577 kHz 及び 16, 804.5 kHz の周波数の電波の使用は、□A□を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。
- ② 2, 174.5 kHz、4, 177.5 kHz、6, 268 kHz、8, 376.5 kHz、12, 520 kHz 及び 16, 695 kHz の周波数の電波の使用は、□B□を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。
- ③ 27, 524 kHz 及び 156.8 MHz の周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。
 - (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、□C□の周波数の電波については、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出し（□D□の周波数の電波については、安全通信）を行う場合
 - (2) 呼出し又は応答を行う場合
 - (3) 準備信号を送信する場合
 - (4) □D□の周波数の電波については、海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信（(1)に掲げる通信を除く。）を行う場合

A	B	C	D
1 デジタル選択呼出装置	狭帯域直接印刷電信装置	156.8 MHz	27, 524 kHz
2 デジタル選択呼出装置	狭帯域直接印刷電信装置	27, 524 kHz	156.8 MHz
3 狭帯域直接印刷電信装置	デジタル選択呼出装置	156.8 MHz	27, 524 kHz
4 狭帯域直接印刷電信装置	デジタル選択呼出装置	27, 524 kHz	156.8 MHz

A－15 遭難警報を受信した船舶局のとりべき措置について、無線局運用規則（第 8 1 条の 5）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 2 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。
- 3 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 4 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報しなければならない。

A－16 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合について、電波法（第 7 2 条）に規定されているものを下の番号から選べ。

- 1 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波が他の無線局に混信を与えていると認めるとき。
- 3 運用の停止を命じられた無線局を運用していると認めるとき。
- 4 無線局の発射する電波の質が電波法第 2 8 条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 5 免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。

A－17 義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項について、電波法施行規則（第 4 0 条）に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- 2 無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数
- 3 双方向無線電話の機能試験の結果の詳細
- 4 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 5 レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細

A－18 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について、国際電気通信連合憲章（第 4 0 条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

国際電気通信業務は、□A□における人命の安全に関する□B□電気通信並びに□C□に関する□D□電気通信に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

- | A | B | C | D |
|------------------|--------|------------|--------|
| 1 海上、陸上、空中及び宇宙空間 | 特別に緊急な | 国際赤十字の活動 | 特別に緊急な |
| 2 海上、陸上、空中及び宇宙空間 | すべての | 世界保健機関の伝染病 | 特別に緊急な |
| 3 異なる国相互間 | 特別に緊急な | 世界保健機関の伝染病 | すべての |
| 4 異なる国相互間 | すべての | 国際赤十字の活動 | すべての |

A－19 次の記述は、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の規定に違反した局を認めたときにとる手続について述べたものである。無線通信規則（第S 1 5条）に規定されているものを下の番号から選べ。

- 1 違反した局に通報する。
- 2 国際電気通信連合に報告する。
- 3 違反した局の属する主管庁に報告する。
- 4 違反を認めた局の属する主管庁に報告する。

A－20 次の記述は、航空機の無線装備について、国際民間航空条約（第3 0条）の規定に沿って述べたものである。内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

各締約国の航空機は、登録を受けた国の当局から無線送信機をAための免許状の発給を受けたときにのみ、他の締約国の領域内で又はその領域の上空でその送信機を携行することができる。領域の上空を飛行される締約国の領域における無線送信機の使用は、Bに従わなければならない。

- | A | B |
|---------------|-----------|
| 1 装備し、かつ、運用する | その国が設ける規則 |
| 2 装備し、かつ、運用する | 国際標準 |
| 3 運用する | 国際標準 |
| 4 運用する | その国が設ける規則 |

B－1 次の記述は、狭帯域直接印刷電信装置の条件について、無線設備規則（第4 0条の6）の規定に沿って述べたものである。内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

船舶局及び海岸局の狭帯域直接印刷電信装置は、次の条件に適合するものでなければならない。

(1) 一般的条件

- イ アを容易に行うことができるものであること。
- ロ 識別信号は、容易に変更できないこと。
- ハ 4文字及び7文字の識別信号に対して応答できること。
- ニ 自動再送要求方式（入力信号に誤りがあった場合に、その信号の再送信を要求する方式をいう。）及び一方誤り訂正方式（タイムダイバーシティ方式を利用して入力信号の誤りを訂正する方式をいう。）により通信を行うことができること。
- ホ 電源電圧が定格電圧の±イ以内において変動した場合においても、安定に動作するものであること。
- ヘ 通常起こり得るウの変化、エがあった場合において、支障なく動作するものであること。

- (2) マーク周波数が1, 6 1 5ヘルツ及びスペース周波数が1, 7 8 5ヘルツ（許容偏差は、それぞれオとする。）であること。
- (3) 信号伝送速度は、毎秒1 0 0ビット（許容偏差は、1 0 0万分の3 0とする。）であること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

- | | | | | |
|----------|------------|------------|------|---------|
| 1 点検及び保守 | 2 0. 5ヘルツ | 3 2 0パーセント | 4 温度 | 5 振動 |
| 6 振動又は衝撃 | 7 温度若しくは湿度 | 8 1 0パーセント | 9 操作 | 10 1ヘルツ |

B－2 次の記述は、無線設備の操作について、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、同法第48条の2第1項の□ア。以下同じ。）以外の者は、無線局（□イを除く。以下同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（「主任無線従事者」という。）として選任された者であって総務大臣にその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、□ウが航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② □エの操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次のとおりとする。
- (1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信又は安全通信に関するもの
- (2) 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で遭難通信又は緊急通信に関するもの
- (3) 航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの（自動装置により連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。）
- ア 無線方向探知に関する通信
- イ 航空機の□オに関する通信
- ウ 気象通報に関する通信（イに掲げるものを除く。）
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

- | | | | | |
|-----------------------|------------|-------------------------|--------|------|
| 1 遭難通信責任者 | 2 アマチュア無線局 | 3 無線電信 | 4 安全運航 | 5 船舶 |
| 6 船舶又は航空機 | 7 実験無線局 | 8 船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者 | | |
| 9 モールス符号を送り、又は受ける無線電信 | 10 正常運航 | | | |

B－3 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について、電波法（第48条の3）及び電波法施行規則（第34条の12）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次のいずれかに該当するときは、その効力を失う。
- (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る□アを修了した日から起算して□イを経過する日までの間電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局又は義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又はその□ウの業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の操作又はその□ウに関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する□ア又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した□アを修了しなかったとき。
- (2) 引き続き□イ間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の□アを修了しなかったとき。
- (3) 電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第2項の無線従事者の資格を有する者でなくなったとき。
- (4) 電波法第79条の2（船舶局無線従事者証明の効力の停止）第1項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が□イを超えたとき。
- ② ①の(1)の総務省令で定める無線局の無線設備は、次のとおりとする。
- (1) 海岸局又は船舶局の無線設備であって、2, 187.5kHz、4, 207.5kHz、6, 312kHz、8, 414.5kHz、12, 577kHz、16, 804.5kHz、□エ又は156.8MHzの周波数の電波を具備するもの（電波法第39条第1項本文の総務省令で定めるものを除く。(2)において同じ。）
- (2) □オの無線設備
- (3) (1)及び(2)のほか、船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行うための無線局の無線設備であって、総務大臣が別に告示するもの

- | | | | | | |
|------|------|--------------|-----------------|------|---------|
| 1 3年 | 2 5年 | 3 156.525MHz | 4 訓練の課程 | 5 監督 | 6 海岸地球局 |
| 7 講習 | 8 管理 | 9 27.524MHz | 10 インマルサット船舶地球局 | | |

B-4 次に掲げるもののうち、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、電波法（第76条）の規定により無線局について受けることがある処分に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 3箇月以内の期間を定めた無線局の運用の停止
- イ 期間を定めた周波数の制限
- ウ 期間を定めた運用許容時間の制限
- エ 選任した無線従事者の解任の命令
- オ 期間を定めた通信の相手方の制限

B-5 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章第2規則）に規定されている定義を掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 「A1海域」とは、□アの警報を継続して利用し得る少なくとも1の□イ海岸局の無線電話の通信圏内の区域であって締約政府が定めるものをいう。
- ② 「A2海域」とは、□アの警報を継続して利用し得る少なくとも1の□ウ海岸局の無線電話の通信圏内の区域（A1海域を除く。）であって締約政府が定めるものをいう。
- ③ 「A3海域」とは、警報を継続して利用し得る□エの通信圏内の区域（A1海域及びA2海域を除く。）をいう。
- ④ 「A4海域」とは、□オの区域をいう。

- 1 LF 2 MF 3 HF 4 VHF 5 すべての海域 6 海岸地球局
- 7 デジタル選択呼出し 8 狭帯域直接印刷電信 9 インマルサット静止衛星
- 10 A1海域、A2海域及びA3海域以外